

議案第 120 号

つくば市建築物駐車施設附置条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市建築物駐車施設附置条例の一部を改正する条例

つくば市建築物駐車施設附置条例（昭和63年つくば市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 駐車場整備地区 法第 3 条第 1 項の規定により定められた区域をいう。
- (2) 駐車施設 法第 20 条第 1 項に規定する駐車施設をいう。
- (3) 特定用途 法第 20 条第 1 項に規定する特定用途（共同住宅を除く。）をいう。
- (4) 特定部分 建築物の特定用途に供する部分をいう。
- (5) 非特定部分 建築物の非特定用途（特定用途以外の用途をいう。）に供する部分をいう。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

駐車場法施行令の改正により、条例中の共同住宅を他の特定用途と区別する必要が生じたため、この条例案を提出するものである。

つくば市建築物駐車施設附置条例（昭和63年つくば市条例第136号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条 (略) <u>(定義)</u>	第1条 (略) <u>(用語の意義)</u>
第2条 <u>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。</u>	第2条 <u>この条例における用語の意義は、次のとおりとする。</u>
(1) <u>駐車場整備地区 法第3条第1項の規定により定められた区域をいう。</u>	(1) <u>「駐車場整備地区」とは、法第3条第1項の規定により指定された地域をい う。</u>
(2) <u>駐車施設 法第20条第1項に規定する駐車施設をいう。</u>	(2) <u>「特定用途」、「特定部分」及び「駐車施設」とは、それぞれ法第20条第1 項に規定する特定用途、特定部分及び駐車施設をいう。</u>
(3) <u>特定用途 法第20条第1項に規定する特定用途（共同住宅を除く。）をいう。</u>	(3) <u>「非特定用途」とは、特定用途以外の用途をいい、「非特定部分」とは、建 築物の非特定用途に供する部分をいう。</u>
(4) <u>特定部分 建築物の特定用途に供する部分をいう。</u>	
(5) <u>非特定部分 建築物の非特定用途（特定用途以外の用途をいう。）に供する 部分をいう。</u>	
第3条 (以下略)	第3条 (以下略)

議案第 120 号

つくば市建築物駐車施設附置条例の一部を改正する 条例についての説明資料

つくば市建設部公園・施設課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

駐車場法で共同住宅は非特定用途に分類されていたため、定義をそのまま引用している現行の条例においても共同住宅を非特定用途に分類し、駐車施設の附置義務を課していなかったが、政令改正に伴い共同住宅が特定用途に分類されることになったことから、条例改正を行わないと意図せずに他の特定用途（店舗・事務所等）と同様の附置義務を課すことになるため、現状維持のため、条例を改正するものである。

○ 他自治体の状況等

水戸市、守谷市、取手市では、直近の議会で共同住宅が特定用途に区分されないよう改正予定。

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

- ・駐車場法第 3 条第 1 項、第 20 条第 1 項
- ・駐車場法施行令第 18 条
- ・駐車場法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 43 号）
(令和 7 年 3 月 7 日公布、令和 8 年 4 月 1 日施行)

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

条例改正を行うことで、現行の運用を継続することができる。